



## 第7次エネルギー基本計画について

今回の日合商解説（vol.107）では、2024年12月17日に原案が公表された、第7次エネルギー基本計画について解説します。エネルギー基本計画は、エネルギー政策基本法に基づき、日本のエネルギー政策の基本的な方向性を定める計画です。約3年ごとに見直され、国内外のエネルギー情勢や技術革新、環境問題などを考慮して策定されます。

### INDEX

- ① 産業・業務・家庭・運輸部門に求められる取組①
- ② 産業・業務・家庭・運輸部門に求められる取組②
- ③ 脱炭素電源の拡大と系統整備
- ④ 脱炭素電源の拡大と系統整備 再生可能エネルギーについて
- ⑤ 太陽光発電について

### ① 産業・業務・家庭・運輸部門に求められる取組①

まずは、産業における省エネ・脱炭素に向けた取り組みを促進するための支援策について解説します。

高効率機器の導入や事業所全体での大幅な省エネ、電化・非化石エネルギーへの転換、さらにはデジタル技術を活用した操業の最適化を推進する方針が示されています。

中小企業向けには、省エネ診断の強化や金融機関、省エネ支援機関との連携を通じて、地域における中小企業の省エネ体制を整備し、潜在的な脱炭素ニーズを掘り起こす取り組みが重要視されています。

また、エネルギー消費量の可視化を進めることで、更なる省エネを実現するため、AIを含むデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進やデジタル技術活用を後押しするための制度的対応も検討されています。これらの施策を通じて、省エネや脱炭素への取り組みを企業規模を問わず支援し、持続可能な社会の実現を目指しています。

これらの施策により、住宅業界では省エネ・脱炭素対応が急速に進み、技術革新やサービスの質向上が期待されます。それと同時に、競争の激化や対応の遅れによる淘汰も起り得るため、業界各社は積極的な対応が必要となることに注意が必要です。

住宅業界の最新情報を常に発信

コンサルティング・WEB講演会  
ホームページまでお問い合わせください

SHIMIZU HIDEO JIMUSHO

[https://au-shimizu.co.jp/seminar\\_column](https://au-shimizu.co.jp/seminar_column)

## ② 産業・業務・家庭・運輸部門に求められる取組②

業務・家庭部門においては、住宅・建築物は一度建築されると長期ストックとなる性質上、省エネルギー性能の向上を進める必要があります。

政府としては、**2030年度以降に新築される住宅・建築物はZEH・ZEB基準の省エネルギー性能確保を目指す**との目標を掲げています。

住宅業界としては、建築物省エネ法などの規制と支援措置を一体的に活用しながら、省エネ性能の向上及び再生可能エネルギーの導入拡大を一層推し進めていく必要があります。

上記の目標と整合するよう、住宅・建築物における省エネ基準の段階的な水準の引上げを、**遅くとも2030年度までに実施**することも明記されています。また、より高い省エネ水準の住宅の供給を促す枠組みが創設されるとともに、**住宅性能表示制度**における基準の充実も為される見込みです。さらに、こうした省エネ性能の向上を建材や設備の観点から支えるべく、トップランナー制度において、窓等の目標基準値の改訂や対象拡大も目指すとされています。

既存住宅の省エネを進めるための支援としては、**①断熱窓への改修や高効率給湯器の導入も含めた住宅・建築物の省エネ改修、②ハイブリッド給湯機や家庭用燃料電池といった高効率給湯器の導入や、設置スペース等の都合から高効率給湯器の導入が難しい賃貸集合住宅向けの、潜熱回収型給湯器の導入**が明記されています。

流通事業者としては、省エネ性能や非化石転換に対応した商品提供の強化に加え、**既存住宅の改修支援や再生可能エネルギー商品の提案**、規制対応の情報提供を通じて、住宅業界全体の脱炭素化を支えることが、重要な役割となります。これらを迅速に実施することで、規制強化による市場変化に対応し、競争優位性を確保することが可能となるでしょう。

## ③ 脱炭素電源の拡大と系統整備

2050年カーボンニュートラル達成のため、現状7割を占める火力発電を脱炭素電源へ置き換え、再生可能エネルギーを最大限導入する必要があるとしています。さらに、DXやGXの進展により国内の電力需要が増加すると見込まれ、この需要に対応するため脱炭素電源の拡大が急務です。十分な脱炭素電源が確保できなければ、国内での投資機会が失われ、経済成長や産業競争力に悪影響を及ぼす可能性が指摘されています。一方で、インフレや金利上昇による建設コストの上昇や、電力自由化による事業収益の不確実性が課題となり、特に大規模投資において事業者が新規投資を躊躇するリスクがあります。そのため、バランスの取れた電源構成を目指し、脱炭素電源の供給力を抜本的に強化することが求められています。

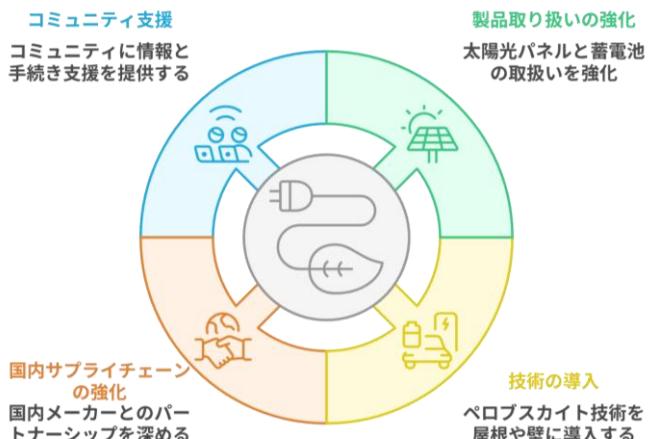
## ④ 脱炭素電源の拡大と系統整備 再生可能エネルギーについて

再生可能エネルギーについては、導入促進と適正な管理を目指す一連の措置が示されています。改正再エネ特措法により、地域住民への事業内容の事前周知が認定基準とされ、違反事業者には補助金の一時停止が導入されるなど、規制が厳格化されています。また、災害リスクの低減や土地利用の適正化のため、林地開発許可などの土地開発許認可手続が再エネ認定申請の要件に加わりました。加えて、小規模太陽光発電設備への技術基準適合維持義務の導入や廃棄費用の外部積立の義務化、リサイクル制度の検討など、再エネ設備のライフサイクル全般にわたる規律が強化されています。これらは再エネ導入の適正化と地域共生の実現を目指すものです。一方で、再エネ発電コストの低減が国際水準に追いついておらず、国民負担軽減のため競争力のある水準への引き下げが求められています。

また、事業適地の不足を補うため、ペロブスカイト等による、建物の屋根や壁面、海域などの新たな適地開拓が必要とされています。

これらを踏まえ、流通店は、右図を参考に再生可能エネルギーへの対応を強化することで、再生可能エネルギー普及の一翼を担い、地域社会や顧客との信頼関係を強化できるでしょう。

### 再生可能エネルギーへの対応強化



作成：清水英雄事務所(株)

## ⑤ 太陽光発電について

2050年までに住宅・建築物への太陽光発電設備の設置を一般化し、2030年には新築戸建住宅の6割に設置することを目標としています。その達成のため、住宅トップランナー基準を活用し、建売や注文住宅への設置が促進されます。また、ペロブスカイト太陽電池の社会実装を加速させ、軽量・柔軟な次世代型太陽電池の導入拡大と国内生産体制の強化が図られます。これにより、技術革新とコスト削減を実現し、国内外での競争力を高める方針です。

住宅業界では、太陽光発電設備を標準仕様化する動きが加速し、エネルギー自立型の住宅設計が求められます。さらに、狭小地や特殊条件に対応する新技术の開発や、蓄電池・エネルギーマネジメントの導入支援が重要となります。これにより、環境対応型住宅の普及が進み、ゼロエネルギー住宅の需要が拡大すると考えられます。